

## 第5章 史跡 本證寺境内の保存整備

### 第1節 基本方針と内容

国指定史跡 本證寺境内の保存整備についての目的、方針、内容を次のとおり設定する。

- |    |                                                                                                                                         |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的 | 堀や土塁などの遺構、建造物群などの本證寺の文化財（本質的価値）を保存する。<br>魅力的な活用整備をすることで、「まちづくり」の中心とする。                                                                  |
| 方針 | 将来の保存の方向性について提示する。<br>本證寺の本質的価値の構成要素を顕在化させ、市民が見て分かるようにする。                                                                               |
| 内容 | 1) 埋もれている堀や土塁などを、来訪者に分かるように復元・整備する。<br>2) 歴史的建造物は修理を進めるとともに、可能な限り公開する。<br>3) 自然環境や景観は、市民と協働・協力して保全する。<br>4) 有形文化財は適切に保存し、無形文化財は継承を支援する。 |

### 第2節 保存整備の現状と課題

#### （1）現状と課題

保存整備の現状と課題について、本質的価値の構成要素を縦断してまとめると、主に次の5点に整理することができる。

①埋没等により本質的価値を理解できないため、顕在化させる必要がある

堀が埋没していたり、土塁が削平されていたりする場合、見学者はその価値を理解することが難しい。このためには「見て分かる」ように復元すること、すなわち顕在化が必要である。こうした価値を見学した市民間で共有することで、歴史を学び文化財を保護する一つの意義が生まれる。

この場合、オーセンティシティ（真正性）に基づく復元だけでなく、例えば失われた建造物の存在と位置を示すなど、理解を促す手段が求められる。また、寺院境内のマツなど、ここでは失われた自然環境を復元することも想定している。

さらに、保存のために公開が制限される美術工芸品や、1年に一度のみの無形民俗文化財、一見しただけではその価値が分からない自然環境や歴史文化資源などを、理解する手段または方法が必要である。これらを体系的かつ総合的に学ぶことで、本證寺境内の本質的価値への理解が一層深まる。

その意味では、普段は公開できていない建造物について、公開を進めていくことも挙げられる。

②放置したままでは状態悪化が懸念される場合は、手を加えて積極的に維持する

雑木林の中に残る三河一向一揆当時の土塁は、放置すれば自然崩落が進むことが懸念される。このため、崩落防止の保存手法を取る必要がある。

また、自然環境についても、例えば里山の管理のように、手入れをして現状維持が図られるようにしていかななくてはならない。



5-2-1 雑木林の内部  
(中央は内堀、両側が土塁)

③自然環境は、維持とともに、本来あるべき姿に戻す

この場合、外来生物を駆除したり、人工的に植樹などされた非在地樹木（ヒノキなど）を伐採して、本来あるべき姿に戻していく必要がある。

また、特にこの分野では、地域住民やボランティア団体との市民協働が不可欠である。このため、市民協働が進む「仕組み」を考えていくことになる。

④景観や歴史的価値との調和が必要である

これまでは、景観などに重要な価値があるという認識が十分ではなかった。今後は、史跡である本證寺境内にふさわしい、周囲の一体化した景観形成が求められる。

このためには、様々なハード面の整備だけでなく、地域住民の意識が重要な鍵となる。例えば、ワークショップなどを通じて、住民の意識向上を目指していく。

⑤有形文化財の保存と無形民俗文化財の継承が必要である

本證寺が所蔵する有形文化財の大半は、安城市歴史博物館に寄託されている。これは、保存のためには適切な措置といえるが、博物館でもこれらを頻繁に展示しているわけではない。このため、来訪者が、たとえレプリカであっても見学でき、本證寺の価値を理解できる手段が必要である。

また、無形民俗文化財（「おきょうえんさん」）については、地域住民によって、継承が続けられている。まずは、これをより確実にする支援が求められる。これに加えて、その存在と価値を多くの市民と共有することで地元住民の誇りとなり、確実な継承が促進されるのである。



5-2-2 安城市歴史博物館

このように、保存整備の現状と課題を構成要素ごとにまとめると、表 5-2-3（P. 92～P. 93）のようになる。

## 5-2-3 保存整備の現状と課題- 1

| 分 類           |                     |                   | 内 容       | 現 状                                                                                                                                                                                                                                                      | 課 題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|---------------------|-------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 史跡を構成する諸要素 | ① 本質的価値を構成する核となる諸要素 | a. 本證寺境内の価値を有する要素 | 堀・土塁・石垣   | <ul style="list-style-type: none"> <li>堀の多くは埋没している。</li> <li>土塁の大半は削平されているが、雑木林のなかなどに残存する。</li> <li>残存する土塁は、樹木や下草に守られてきたが、歳月により自然崩落が見られる。</li> <li>堀の一部は池などとして利用されている。</li> <li>内堀の一部は埋没したり、架橋構造の歩道として利用されている。</li> <li>石垣の石が一部ズレはじめている箇所がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>埋没した堀、削平された土塁は、その価値を理解できないため、見学者が理解できる手段が必要である。</li> <li>残存する土塁の自然崩落防止が必要である。</li> <li>池として利用されてきた部分も、見学者が堀であると理解できない。</li> <li>現代の利便性が優先され、歴史的価値との調和が図られることがなかった。</li> <li>保存整備の具体策が取られることがこれまでなかった。</li> <li>周辺の景観への配慮し、歴史ある空間を作り出すという視点が欠けていた。</li> <li>石垣については、状態を判断しながら修復を検討する。</li> </ul> |
|               |                     |                   | 遺構・遺物     | <ul style="list-style-type: none"> <li>外堀に囲まれた「寺内」の大半は、埋没する形で残存する。ただし、上部には後世の建築物が立ち、利用されている。</li> <li>「寺内」については、開発目的とはいえ、発掘調査等が進められている。</li> </ul>                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>埋没している遺構は、その価値を理解できないため、見学者が理解できる手段が必要である。</li> <li>保存整備の具体策が取られることがこれまでなかった。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                        |
|               |                     |                   | 歴史的建造物    | <ul style="list-style-type: none"> <li>本堂、鐘楼、経蔵、鼓楼、山門は建造物調査とともに文化財指定されている。本堂、鐘楼、鼓楼は修理が実施されている。</li> <li>茶所、築地堀、太子堂、諸化寮など、失われた建造物については注目されて来なかった。</li> <li>防災、防犯対策が不十分である。</li> </ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>未指定の庫裏については文化財指定を検討する。</li> <li>失われた建造物の存在について理解できないため、見学者が理解できる手段が必要である。</li> <li>経蔵、鼓楼、庫裏など、普段は公開できていない建造物もある。</li> <li>防災、防犯対策が不十分である。</li> </ul>                                                                                                                                            |
|               |                     |                   | 美術工芸品等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>大半（全ての指定文化財を含む）は博物館に寄託されているため、容易に見学することができない。</li> </ul>                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>たとえレプリカであっても、美術工芸品等を見学し、見学者が本證寺の価値を理解できる手段が必要である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                    |
|               |                     |                   | 無形民俗文化財   | <ul style="list-style-type: none"> <li>野寺町の年中行事として行われている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>確実に継承が図られる支援が求められる。</li> <li>1年に一度だけのため、見学者が実際に見たり、理解する手段がない。</li> <li>一般市民への広報や、参加または体験の方法がない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                      |
|               |                     |                   | 景観（歴史的景観） | <ul style="list-style-type: none"> <li>景観や土地利用形態に重要な価値があるという認識が十分ではなかった。</li> </ul>                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>史跡である本證寺境内とともに、周囲の一体化した景観形成が求められる。</li> <li>特に地域住民の意識向上が必要となる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |

### 5-2-3 保存整備の現状と課題-2

| 分 類           |                        |                          | 内 容                                                                    | 現 状                                                                                                                                                              | 課 題                                                                                                                              |
|---------------|------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 史跡を構成する諸要素 | ① 本質的価値を構成する核となる諸要素    | a. 本證寺境内の価値を有する要素        | 本證寺が立地する地形（湿地・沼）<br>自然                                                 | ・これまでは、本證寺の立地に重要な価値があるという認識が十分ではなかった。<br>・イブキについては、指定天然記念物となっている。<br>・自然的景観についても価値があるという認識が十分でなかった。<br>・ハスについては、ボランティア団体と協働で再生を実現した。<br>・境内のマツは、マツクイムシなどにより消滅した。 | ・本證寺が立地する原地形を表示する手段が必要である。<br>・自然環境の価値について、見学者が理解できる手段が必要である。<br>・ハスのように、自然環境を市民協働で維持する「仕組み」が必要である。<br>・失われた「マツのある景観」は復元する必要がある。 |
|               |                        | ② 本質的価値を構成する核となる諸要素以外の要素 | a. 今日に至る本證寺境内を構成する要素                                                   | 寺院建造物                                                                                                                                                            | ・歴史的建造物以外は、明治時代以降に再建されたものである。<br>・現代工法（鉄筋コンクリート）が用いられているものもある。                                                                   |
|               | 石垣（明治時代以降）             |                          | ・石垣の石が一部ズレはじめている箇所がある。                                                 | ・今後、修復等を行う場合は、オーセンティシティー（真正性）に従って復元していく方向性が求められる。                                                                                                                |                                                                                                                                  |
|               | 歴史文化資源                 |                          | ・これまでは、これらが本證寺との関連資源として価値があるという認識が十分ではなかった。                            | ・今日の本證寺境内を構成する要素として、保存、伝承とともに見学者が理解できる手段が必要である。                                                                                                                  |                                                                                                                                  |
|               | 本證寺境内に関連する自然環境         |                          | ・これまでは、これらが本證寺との関連資源として価値があるという認識が十分ではなかった。<br>・具体的な保存整備の方策が取られて来なかった。 | ・今日の本證寺境内を構成する要素として、見学者が理解できる手段が必要である。<br>・外来生物や非在地樹木などは駆除、除去し、市民協働によって本来の自然環境に戻す方策が必要である。                                                                       |                                                                                                                                  |
|               | 創建～16世紀前半（堀・土塁建設）までの遺跡 |                          | ・これまでは、これらが本證寺との関連資源として価値があるという認識が十分ではなかった。                            | ・今日の本證寺境内を構成する要素として、見学者が理解できる手段が必要である。                                                                                                                           |                                                                                                                                  |
|               | 江戸時代本證寺領の範囲            |                          | ・本證寺の「寺内」に比べると、あまり注目されてこなかった。                                          | ・今日の本證寺境内を構成する要素として、見学者が理解できる手段が必要である。                                                                                                                           |                                                                                                                                  |
|               | b. 史跡の保護と管理に有効な要素      | 管理施設、保存施設、標識、標柱、史跡説明板等   | ・従来からの石柱や石碑などとともに、史跡説明看板や歴史の散歩道パンフレットが設置、配布されてきた。                      | ・見学者が本證寺境内の価値を総合的に理解できる手段が必要である。<br>・ICT技術の利用などにより、新たな理解の方法が求められる。                                                                                               |                                                                                                                                  |
|               | c. その他の要素              | 寺院維持関連建造物                | ・特に歴史資源やその景観に配慮することはなかった。                                              | ・史跡の価値を高めるような景観への配慮が求められる。                                                                                                                                       |                                                                                                                                  |
|               |                        | 除却・移転等を検討すべきもの           | ・史跡としてふさわしくないものでも、現代の利便性を考え、黙認状態にあった。                                  | ・現代の利便性が優先され、歴史的価値との調和が十分に図られることがなかった。<br>・本證寺や地域住民の理解を得ながら、何らかの対策が必要である。                                                                                        |                                                                                                                                  |
|               | 2. 史跡の周辺地域の環境を構成する要素   | ①案内・学習施設、便益施設等           | ガイダンス施設、便益施設                                                           | ・こうした施設の必要性について十分に議論されて来なかった。                                                                                                                                    | ・史跡としての本證寺境内を、見学者が体系的に理解する手段が必要である。                                                                                              |
| ②自然、景観、土地利用   |                        | 微高地、農地                   | ・これまでは、こうした要素が注目されることはなかった。                                            | ・これらを見学者が体系的に理解する手段が必要である。                                                                                                                                       |                                                                                                                                  |

### 第3節 遺構等の保存整備

#### (1) 堀と土塁、石垣の保存整備

本證寺境内の本質的価値の一つとして、堀と土塁が挙げられる。この堀と土塁には、二つの意味がある。

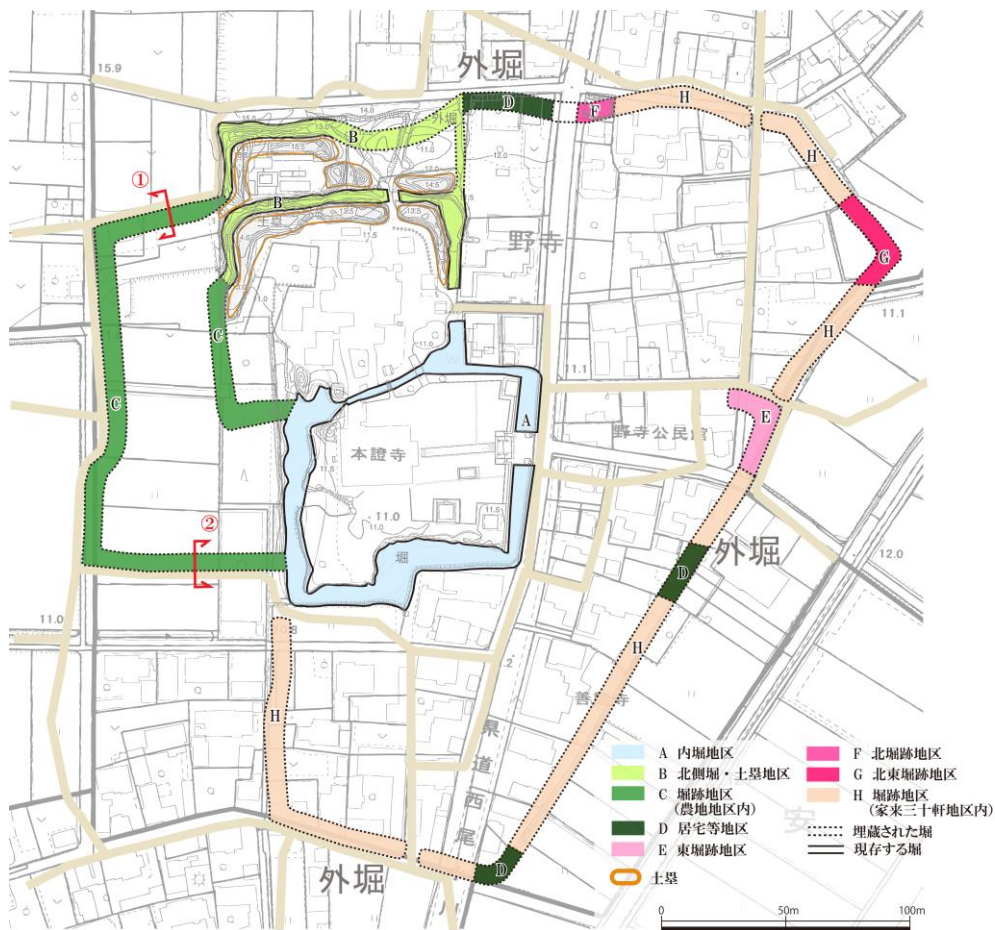
一つは、本證寺が単なる寺ではなく、戦略拠点として城館の意味も有していたことである。このことは、戦国時代に掘られた外堀は、幅約4.7m、深さ約2.9mという急斜面の断面V字型をしていたことから裏付けられる。その一方、江戸時代に掘削された堀は、位置こそ戦国時代と同じだが、幅約9.7m、深さ約1.5mと浅くて広いものであり、戦国時代とは異なった意味を有していたと考えられている。

もう一つは、外堀によって囲むことで「寺内」を形成していたことである。「寺内」は、戦国時代の不入権の対象であり、天正13年（1585）の「徳川家康黒印状」によって租税免除が認められた地区でもある。寛文3年（1663）に再建された本證寺本堂の擬宝珠には、「寺内」の住人が再建に際して寄進をしたことが記されている。明治時代以前には、基本的に集落はこの外堀の内側に限定されていたのである。そして、外堀の内側に居住するという「寺内」の景観やその土地利用形態は、現在まで見ることができる。

よって、外堀及び外堀に囲われた範囲において、現存する堀と土塁を保存するとともに、すでに消失した部分についても可能な範囲で復元することにより、本證寺の価値を顕在化し、見学者への理解を促す。また、北側の雑木林の中に残る戦国時代からの堀と土塁については、自然崩落を防止する措置を施した上で、現状保存する。

石垣については、その状態を判断しながら、組み直しを含めた修復の方法を検討していく。修復にあたっては、オーセンティシティ（真正性）に従っていく方向性が求められる。

ゾーニングごとの堀と土塁の保存整備の内容を示すと、表 5-3-2（P.95）のようになる。

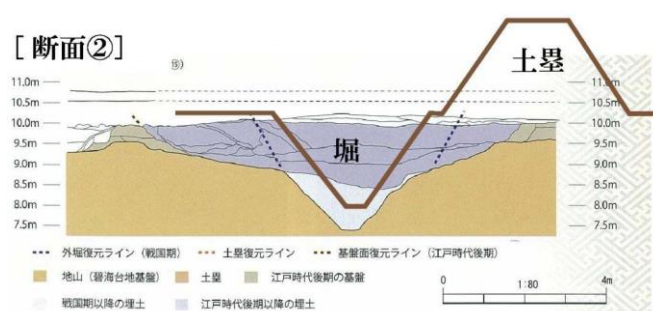
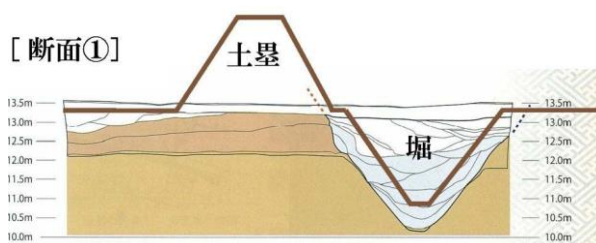


5-3-1 ゾーニング図

| 区分                             | 現状               | 指定状況     | 保存・整備方針                 | 説明                                                                                           |
|--------------------------------|------------------|----------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>A</b><br>内堀地区               | ハスが植栽された水堀       | 県史跡指定    | 維持保存                    | 基本的に現状のまま保存とし、崩落箇所等は必要に応じて修復する。ハスの植栽を継続する。                                                   |
| <b>B</b><br>北側堀・土塁地区           | かつての堀としての地形が残る樹林 | 県史跡指定    | 維持保存                    | 基本的に現状のまま保存とし、不適切な植生(スギ・竹林等)は伐採する。法面の崩落が懸念される箇所では目立たない方法で法面保護を検討する。                          |
| <b>C</b><br>堀跡地区<br>(農地地区内)    | 田畑<br>(堀は埋蔵)     | 一部は県史跡指定 | 先行的に公有化し、<br>空堀・土塁を復元整備 | 条件が整えば遺構を壊さない範囲で堀と土塁の復元整備を目指す。基本的に空堀としての復元を検討する。歩行者の安全性を考慮のうえ可能な限り往時の堀の深さと土塁の高さを再現する。<br>(※) |
| <b>D</b><br>居宅等地区              | 一般家屋等(堀は埋蔵)      | 県史跡指定    | 当面は現状維持                 | 当面は現状維持とする。将来的に公有化する場合、遺構を破壊しない深さで空堀・土塁の復元整備を検討する。                                           |
| <b>E</b><br>東堀跡地区              | ハスが植栽された水堀       | 県史跡指定    | 維持保存                    | 基本的に現状のまま保存とする。外周のガードレールを景観に配慮した防護柵に変更するなどの修景整備を行う。                                          |
| <b>F</b><br>北堀跡地区              | かつての堀としての地形が残る   | 県史跡指定    | 往時の堀の深さを再現              | 現状の堀は往時に比べて浅いため、可能な限り往時の堀の深さを再現する。土塁部分の用地が公有化された場合は土塁も復元整備する。                                |
| <b>G</b><br>北東堀跡地区             | 田畑<br>(堀は埋蔵)     | 指定なし     | 先行的に公有化し、<br>空堀・土塁を復元整備 | 条件が整えば遺構を壊さない範囲で堀と土塁の復元整備を検討する。可能な限り往時の堀の深さと土塁の高さを再現する。                                      |
| <b>H</b><br>堀跡地区<br>(家来三十軒地区内) | 一般家屋等<br>(堀は埋蔵)  | 指定なし     | 当面は現状維持                 | 当面は現状維持とする。将来的には公有化を含め遺構の保存活用具体的方法について検討する。                                                  |

※外堀と現況道路が重なる箇所では基本的に堀の連続性が保てるよう、道路の付け替え等を検討する。

## 5-3-2 堀・土塁の保存整備方針-1



#### 【堀と土塁の標準断面形状】

堀には戦国期につくられたV字型の急傾斜のもの(左図)と、江戸時代後期に傾斜を緩やかに再整備されたもの(右図)があるが、復元整備にあたっては左図の急傾斜の形状を再現することを基本とする。遺構を破壊しないよう、遺構ラインより60 cm～100 cm程度上面までを掘削する。(遺構断面図は「よみがえる本證寺伽藍」より。茶色のライン — は今回描き加えた堀・土塁の復元整備断面案(想定)。)

### 5-3-2 堀・土塁の保存・復元整備方針-2

#### (2) 遺構の保存整備

遺構についても、その全てが埋没しているため、来訪者がその価値を理解できない。よって、見学者が理解できるように顕在化する必要がある。

同じ遺構でも、堀や土塁と異なるのは、建造物の遺構はその基礎部分に過ぎず、上部に構造物が存在したことである。失われた建造物について調査研究し、復元することが最良の顕在化であることはいうまでもない。しかし、直ちに建造物の復元までは難しい場合でも、建物が存在していた範囲などを示すことは可能である。このように柔軟に考えていくことが求められる。

## 第4節 建造物等の保存整備

### (1) 建造物等の保存整備

江戸時代以前に建立された本堂、鐘楼、裏門、鼓楼、経蔵については文化財指定され、本堂、鐘楼、鼓楼については修理も実施されている。庫裏も江戸時代の建立だが未指定のため、今後、指定を検討していく。ただし、庫裏は住職の日常の住まいであるため、指定については慎重にならざるを得ない事情もある。

建造物の保存整備で課題となることに、その公開がある。現在、本堂は参拝者のために開けられているが、他は公開の措置が取られていない。周囲から見ることで足りる鐘楼と裏門を除き、鼓楼、経蔵、庫裏については内部を見学できない。日常的に見学可能でなくとも、イベント当日など公開日を定めて、見学者がその価値を理解できるようにすることが求められる。

建造物には、明治時代以降に建設された寺院建造物（玄関、書院、広間、西座敷、廊下、山門、水屋など）がある。これらは、建造物自体の本質的価値ではなく、寺院としての本證寺には欠くことのできない存在である。将来、こうした寺院建造物を改修等する場合、埋没する遺構（埋蔵文化財）に配慮するだけでなく、オーセンティシティー（真正性）に従って復元していく方向性が求められる。当然のことながら、寺院景観との調和が図られる必要もある。

こうした建造物に必要なのが、建造物の防災、防犯対策である。防災対策としては、火災時の警報装置及び消火設備（スプリンクラーなど）が考えられる。また、防犯設備としては、センサー、監視カメラ、警報装置などが該当する。

### (2) 失われた建造物の保存整備

建造物の中には、かつて存在していたが、現在は失われている建造物もある。例えば、茶所、太子堂、諸化寮などである。また、家老石川家屋敷跡、代官神谷家及び侍水野家屋敷跡、角寺（寺中）跡も現在は宅地となっている。

これら失われた建造物について、前節のとおり、復元することが見学者にとって最良の顕在化である。その際、当然のことながら、オーセンティシティー（真正性）が求められる。しかし、直ちに建造物の復元までは難しい場合でも、発掘調査等によって得られた情報から、建物が存在していた範囲などを示すことは可能である。

また、代官神谷家及び侍水野家屋敷跡には明治時代ごろに建築された古民家がある。当時の本證寺周辺の景観を現代に伝える意味から、保全とともに活用整備を検討する。

ここでは、将来像のありかたとして、三河一向一揆発生 500 年にあたる 2063 年を目標とした、家老石川家屋敷跡及び角寺（宗玄寺、照護寺）などを活用整備する構想案（2063 年構想）を提示する。



5-4-1

代官神谷家及び侍水野家屋敷跡

■三河一向一揆発生 500 年を目標にした国指定史跡 本證寺境内整備構想（案）（2063 年構想）

**構想内容**

平成 34 年度までの整備計画（2022 年計画）実施後も、本證寺境内の重要遺構地（家老屋敷跡、角寺跡、堀・土塁跡）の一部は、国指定史跡を受けながら個人所有地の状態で未整備のままとして残る。この場所については、将来、公有化した上で、以下のような手順での活用・整備を構想する。なお、この構想は、三河一向一揆発生 500 年の西暦 2063 年（47 年後）を目標としている。

家老石川家：1. 発掘調査実施。

2. 結果に基づいて門を復元し、家老居宅の位置表示。

3. 家老居宅の復元。内部は、活用スペースとし、見学可能。

角 寺：1. 発掘調査実施。

（宗玄寺） 2. 結果に基づいて本堂・庫裏の位置表示（調査結果により基壇は復元）。

（照護寺の一部） 3. 隣接地が同じ状態（2. まで）になることを待つ。

4. 寺院建物（庫裏を含む）の復元。内部は活用スペースとし、見学可能。

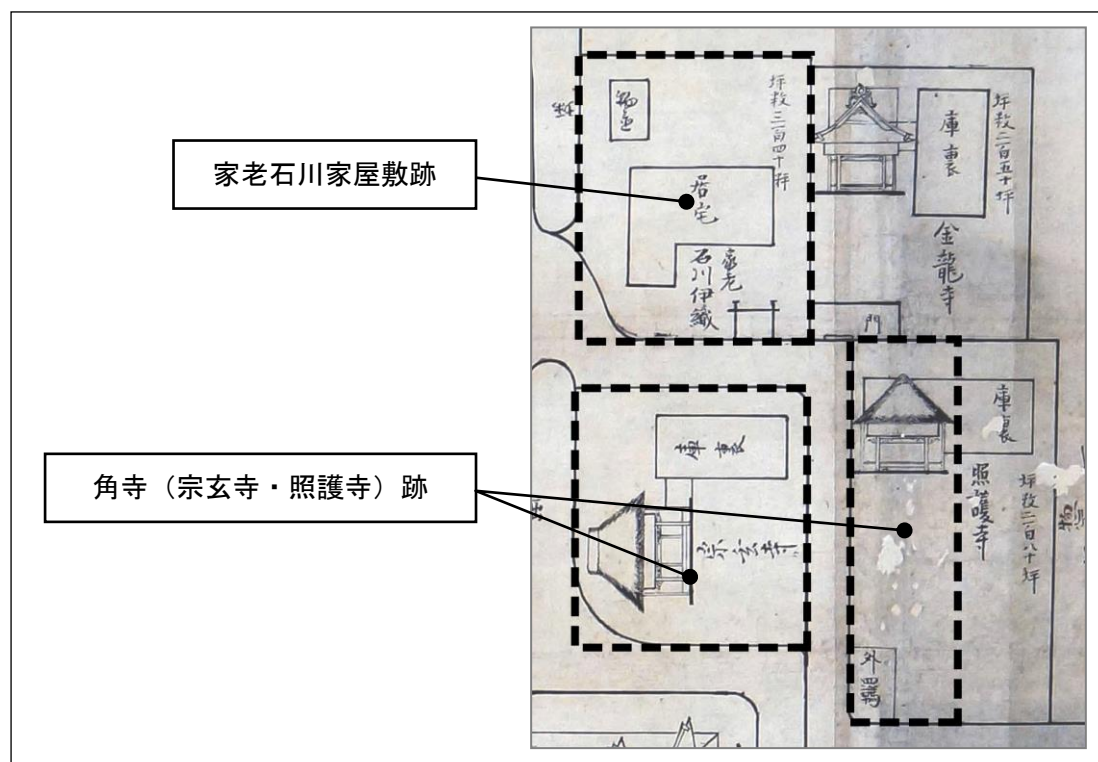
堀（土 塁）：1. 発掘調査実施。

2. 結果に基づいて、堀と土塁の位置の模式復元（高さ・深さ 1.5m 程度）。

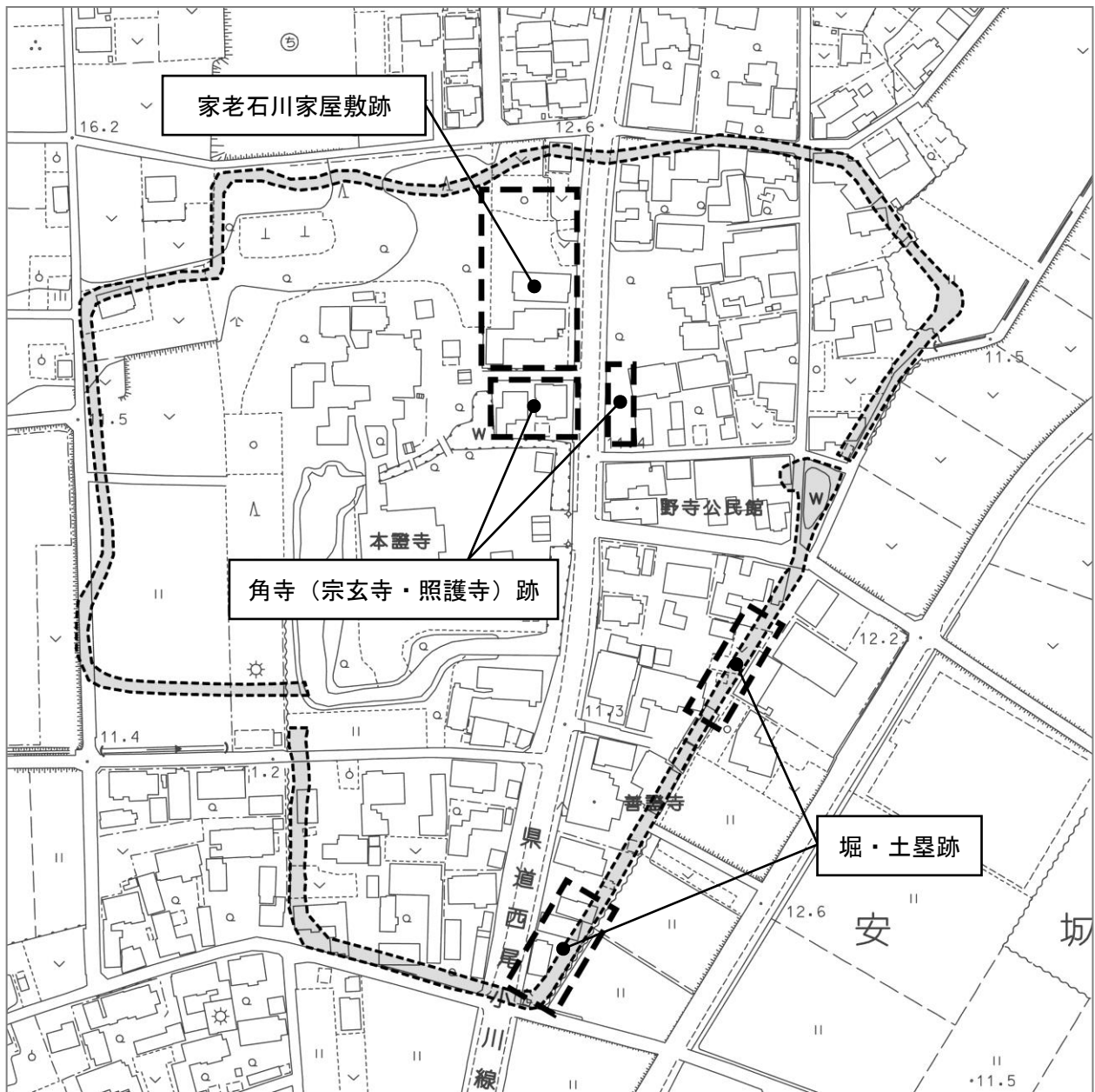
3. 周辺がある程度まとまる（長さ 50m 程度）（2. まで）のを待つ。

4. 主要部分となる堀と土塁の復元（高さ・深さ 3 m）。

この構想は、2022 年計画による整備により国指定史跡 本證寺境内に対する理解が進み、2063 年構想に対する市民の合意形成が進んでいることを条件としている。



5-4-2 「本證寺伽藍絵図」（部分）



5-4-3 対象範囲

## 第5節 環境（自然環境及び景観等）の保存整備

### （1）ハス

本證寺内堀のハスは、明治32年（1899）の「三河三ヶ寺野寺本證寺全図」に描かれていることから、少なくとも19世紀末には本證寺を象徴する景観として認識されていたようである。しかし、平成6年（1994）を最後に、突如、ハスは姿を消してしまった。

平成22年（2010）には、本證寺のハスを再生しようと地元有志を中心に結成された「本證寺ハスの会」が活動をはじめた。会では、ハスの植え付けとともに外来生物の駆除を行うなど、様々な試行錯誤を重ねた結果、平成25年（2013）には山門の右（北）に白いハス、山門の左（南）に赤いハスを一面に咲かせることに成功した。これらの活動記録は安城市埋蔵文化財センターのHPで紹介され、また、「ハスの会たより」もNo.52（平成28年2月末現在）まで発行されている。

今後のハスのある景観の維持は、この会との協働及び活動支援によって実施される。現在の課題及び今後の方向性は、次のとおりである。

まず、ハスに悪影響を及ぼす原因の一つと考えられる外来生物のミドリガメ（ミシシippアカミミガメ）やアメリカザリガニは、駆除活動により個体数は著しく減少したが未だ根絶できていない。これに対しては、今後も駆除活動を継続していく必要がある。

内堀の底に、ヘドロや不法投棄されたものが堆積しているという課題もある。これらの除去は、ボランティア団体単独では難しいため、市と本證寺、そして地元住民やボランティア団体と協働で実施していかなければならない。

また、内堀の排水や水循環対策もある。内堀は、その構造上、排水をはじめ水が循環するようになっていない。現在では、山門北側に農業用水が流入できる措置がされたが、依然として排水や循環はできていない。これもボランティア団体には難しく、次章で扱う公園整備の一環として考える課題といえる。さらに、道具置き場などを含めた常設の活動場所の確保や、会の活動を本證寺の見学者に理解していただく手段も必要である。

最後に、会の人材確保（新規会員募集）も課題の一つと加えておく。「本證寺ハスの会」の会員は現在約20人で、中心は本證寺周辺に住む70代の高齢者である。

この会が今後も活動を維持していくためには、新規に会員が加入していかななくてはならない。しかし、他のボランティア団体と同様に、新規会員の加入が低調となっている。今後は、様々な形での募集を行っていく必要がある。



山門北の内堀のハス（白）



ハスの株の植え付け



外来種のザリガニやカメの駆除

5-5-1 本證寺ハスの会の活動の様子

## （２）雑木林

本證寺の北側には三河一向一揆当時の堀と土塁が残っているが、これを覆うように雑木林がある。

慶長 6 年（1601）に奉行の伊奈忠次が発給した「野寺絵図」（市指定文化財）によれば、本證寺の周囲には山林があり、竹木が本證寺によって利用されていたことが理解できる。このように、居住地の近くにあり、人々によって利用されてきた山林を「里山」と呼ぶが、この雑木林（里山）の場合では 400 年余の歴史を有することになる。

この雑木林には、樹齢 100 年を超すと推定される巨木があるとともに、ソクズ、ナツフジ、ジシバリなど安城市内ではこの場所でしか見られない植物も生育している。また、地域住民には、早春から秋にかけての山菜採り、春のタケノコ採り、夏には子どもたちの虫取りに利用されてきた。さらには、ヒメボタルが生育する環境ともなっている。

こうした雑木林の保存整備の課題と今後の方向性は、次のとおりである。

まず、非在地樹木であるヒノキの除去がある。これらのヒノキは、明治時代に当時の住職が「将来の建造物の修理に利用できるように」と植えたものと伝えられる。現在では手入れもされず、林全体の植生を乱している。ただし、除去（伐採）は、一度に行うと環境を急激に変化させてしまうため、幾時かに分けて行う必要がある。

次に竹の除去がある。雑木林の竹は、かつては「おきょうえんさん」のイナイモチの軸にも利用されていたが、根が土塁を破壊するため、除去しなくてはならない。除草剤の使用や重機による伐根はできないため、竹の幹を根気よく切り続けることになる。

こうしたなかで、土塁が雨などにより自然崩落することを防止する必要もある。崩落防止の一般的な方法は、木を伐採して日当たりを良くし、クマザサなどを植えて表面を保護することである。しかし、これは逆に雑木林の価値を減少させてしまう。つまり、自然環境と史跡（土塁）の保存という、相反する課題を解決しなくてはならない。

そして、雑木林を含めた自然環境の価値について、見学者が理解できる手段も必要である。



5-5-2 本證寺の雑木林（西側から）

## （３）景観

景観としては、本證寺の景観と「寺内」としての土地利用形態、そして国指定史跡の周囲にふさわしい歴史ある雰囲気作りの 3 点がある。

現在の本證寺の主な景観は、江戸時代を通じた歴史的建造物の造営により形成されてきた。地震などの自然災害によって被害を受け、再建されたものがあるが、概ね当時からの景観を維持している。その一方で、境内のマツが松枯れによって伐採され、本堂前の空間が殺風景になったことは景観上の大きな変化である。昭和 40 年（1965）ごろの写真でも、境内には多くのマツの大木が茂っている様子が確認できる。今後は、整備計画の中でこのマツのある景観を復元することが求められる。



5-5-3 本證寺境内のクロマツ  
（昭和 40 年ごろ）

土地利用形態としては、明治時代まで、野寺町の集落は外堀の中の「寺内」に限定されていた。現在では、外堀の外まで広がっているとはいえ、航空写真などで確認すると、「寺内」に限定されていた当時の面影を未だ色濃く残している。また、道路についても、江戸時代の絵図に描かれたものが今日まで残存している箇所がある。こうした土地利用形態を保存していくためには、まず土地利用者である住民の意識向上が求められる。そのためには、ワークショップ等を通じた「まちづくり」意識の萌芽が期待される。

今後期待される見学者の増加に伴い、国指定史跡の周囲にふさわしい歴史ある雰囲気形成も必要になってこよう。建築物などの外観だけでなく、電柱や電線の撤去や移動、道路表面の色やガードレールなどの変更がされると、こうしたまち並みを演出することができる。

また、古民家等の保存と活用整備も重要である。これを可能にするためには、土地利用形態同様、住民に「まちづくり」意識が生れることが期待される。

現在の本證寺及び「寺内」の景観で、最も大きな課題が、県道西尾小川線である。外堀で囲まれた「寺内」の範囲のほぼ中央を貫くこの県道は、歴史ある雰囲気形成に大きな障害となっている。さらに、高速で走行する自動車が住民の不安の原因となり、その騒音がガイドの説明を遮り、見学者を不快にしている。その一方で、道路は高い公共性を有しているため、この課題の解決は極めて難しい。ただし、今後も解決の方策を探る努力は続けていくべきである。

#### （４）その他

本證寺の歴史的景観と直接的には結びついていないものの、内堀や雑木林には様々な生物や植物が生息していることにも注目したい。地域住民にとっては、水田などを除けば、これらは数少ない緑の自然環境として認識されている。

内堀には、従来から在来種のイシガメが生息し、産卵期になると、周辺地域へ移動している様子が住民に目撃されている。また、ハスとともに、ヒシ、ヨシ、ガガブタなどの自然の水性植物も繁茂している。さらに、サギやカワセミなどの鳥類が堀内の小生物を捕食に訪れる様子も知られている。

また、前述のとおり、現在の雑木林全体の環境は、落ち葉が堆積してヒメボタルの幼虫の生育に適したものになっている。この雑木林に生息するホタルは、以前から住民の間ではよく知られた存在だった。このように、数十年前までは安城市内の多くの集落でホタルが観察された。しかし、現在では人工飼育のものを除けば、極めて希少な存在となってしまった。

こうした生物が生息する、本證寺周辺の環境の保全も重要な課題である。

## 第6節 その他（美術工芸品等、無形民俗文化財）の保存整備

### （1）美術工芸品等

本證寺の寺宝として保存されてきた美術工芸品等は、現在、その多くが安城市歴史博物館に寄託されている。これは保存の観点からすれば有益なのだが、その一方で公開が著しく制限される。また、レプリカ等でさえも博物館の展示スケジュールの中では、頻繁に公開することも難しい。このような状況においては、見学者が、本證寺の本質的価値の一部を理解することができない。よって、たとえレプリカであっても常設で美術工芸品等を見学し、その価値を理解できる手段が必要である。

### （2）無形民俗文化財

無形民俗文化財である「おきょうえんさん」は、野寺町の年中行事として行われている。当面は継承されていくであろうと考えられるが、そのための支援は必要である。

この課題としては、法会自体が1年に一度、1日だけのため、見学者が実際に見たり、参加したりすることできない。さらに、野寺町以外では、この法会自体がほとんど知られていないこともある。よって、常設でその価値を理解する手段を設けるとともに、そこから情報発信することが求められる。



5-5-4 「おきょうえんさん」での法要